

ID: 101

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	仮設建築物の建築許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第85条第5項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】 法第85条第5項の規定による。 (仮設建築物に対する制限の緩和) 第85条 5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第101条第1項第10号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2、第35条の3及び第37条の規定並びに第3章の規定は、適用しない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 9 月 25 日